運転者席において確認できる部分を除く。）の交通状況を確認できるものであること。ただし、カタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては自動車の左右の外側線上後方50m、小型特殊自動車（長さ4.7m以下、幅1.7m以下、高さ2.0m以下、かつ、最高速度15㎞／ｈ以下のものに限る。第146条第５項第２号ロ及び第224条第５項第２号ロにおいて同じ。）にあっては自動車の右外側線上後方50mまでの間にある車両の交通状況を確認できるものであればよい。

三　第１項第１号ロに掲げる後写鏡にあっては、協定規則第46号の規則15.（15.1.1.を除く。）に定める基準。ただし、法第75条の３第１項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合以外の場合にあっては、この限りでない。

四　第１項第２号の後写鏡（大型特殊自動車及び小型特殊自動車に備えるものに限る。）にあっては、運行時に取付けが必要である旨を運転者が運転者席において容易に識別できるように表示しているものに限り、脱着式とすることができる。

五　（略）

六　前項の補助視界確認装置にあっては、協定規則第46号の規則16.3.（16.3.2.を除く。）に定める基準

5　保安基準第44条第６項の告示で定める障害物は、次に掲げるものをいう。

一・二　（略）

6　保安基準第44条第７項及び第８項の障害物を確認できる鏡その他の装置による運転者の視野、歩行者等の保護に係る性能等及び取付位置、取付方法等に関し告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一・二　（略）

（内圧容器及びその附属装置）

第72条　自動車の内圧容器及びその附属装置の規格、表示、取付け等に関し、保安基準第47条の２の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一　内圧容器は、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第１条第７号に規定する第二種圧力容器に関し労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第42条第１項の規定に基づき厚生労働大臣が定める規格を具備するものであること。

二～八　（略）

2　（略）

（長さ、幅及び高さ）

第84条　自動車の測定に関し、保安基準第２条第１項の告示で定める方法は、次に掲げる状態の自動車を、第２項により測定するものとする。

一～三　（略）

四　車体外に取り付けられた後写鏡、後方等確認装置、保安基準第44条第６項の装置、周辺監視装置及びたわみ式アンテナについては、これらの装置を取りはずした状態。この場合において、車体外に取り付けられた後写鏡、後方等確認装置、保安基準第44条第６項の装置及び周辺監視装置は、当該装置に取り付けられた灯火器及び反射器を含むものとする。ただし、第５項に定める突出量を超えて突出している周辺監視装置にあっては、当該装置を取り付けた状態とする。

2・3　（略）

席において確認できる部分を除く。）の交通状況を確認できるものであること。ただし、カタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては自動車の左右の外側線上後方50m、小型特殊自動車（長さ4.7m以下、幅1.7m以下、高さ2.0m以下、かつ、最高速度15㎞／ｈ以下のものに限る。第146条第５項第２号ロ及び第224条第５項第２号ロにおいて同じ。）にあっては自動車の右外側線上後方50mまでの間にある車両の交通状況を確認できるものであればよい。

（新設）

四　第２項の後写鏡（大型特殊自動車及び小型特殊自動車に備えるものに限る。）にあっては、運行時に取付けが必要である旨を運転者が運転者席において容易に識別できるように表示しているものに限り、脱着式とすることができる。

五　（略）

（新設）

5　保安基準第44条第５項の告示で定める障害物は、次に掲げるものをいう。

一・二　（略）

6　保安基準第44条第６項及び第７項の障害物を確認できる鏡その他の装置による運転者の視野、歩行者等の保護に係る性能等及び取付位置、取付方法等に関し告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一・二　（略）

（内圧容器及びその附属装置）

第72条　自動車の内圧容器及びその附属装置の規格、表示、取付け等に関し、保安基準第47条の２の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一　内圧容器は、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第１条第７号に規定する第二種圧力容器に関し労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第42条の規定に基づき厚生労働大臣が定める規格を具備するものであること。

二～八　（略）

2　（略）

（長さ、幅及び高さ）

第84条　自動車の測定に関し、保安基準第２条第１項の告示で定める方法は、次の各号に掲げる状態の自動車を、第２項により測定するものとする。

一～三　（略）

四　車体外に取り付けられた後写鏡、後方等確認装置、保安基準第44条第５項の装置、周辺監視装置及びたわみ式アンテナについては、これらの装置を取りはずした状態。この場合において、車体外に取り付けられた後写鏡、後方等確認装置、保安基準第44条第５項の装置及び周辺監視装置は、当該装置に取り付けられた灯火器及び反射器を含むものとする。ただし、第５項に定める突出量を超えて突出している周辺監視装置にあっては、当該装置を取り付けた状態とする。

2・3　（略）